

令和7年度補正 食品循環資源リサイクル促進モデル事業 公募要領

1. はじめに

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号。以下「食品リサイクル法」という。)においては、食品関連事業者の再生利用等実施率を向上することが求められており、取組推進に当たっては食品廃棄ゼロエリアの創出支援を実施してきた。

また、自治体における資源循環の強化が、国全体の課題として挙げられており、特に家庭から排出された食品残さ(生ごみ)の分別収集とリサイクルを促進することが重要であるとされている。令和7年度から、自治体における標準的な分別収集区分として、「生ごみ」が追加されたため、分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置が設立されたところである。

本業務では、自治体や事業者等に対して食品循環資源のリサイクル(再生利用)を促進するための必要な支援を行うことを目的とする。支援に当たっては、食品廃棄ゼロエリアの実証に関する知見が取りまとめられ「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」がまとめられる段階に進んだことを踏まえ、今までの知見を活用しながら、まだ取組が進んでいない地方公共団体や中小規模の食品関連事業者等が取り組む食品リサイクル等を推進するためのモデル事業を実施することとする。

(参考)

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

<https://www.env.go.jp/content/000298309.pdf>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 基本方針

<https://www.env.go.jp/content/000298816.pdf>

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/g1-mcs/g1-mcs0703.pdf

2. 対象事業

(1) 事業の内容

モデル事業実施者は、以下に関するモデル事業の計画を立案の上、環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者(以下「事務局請負事業者」という。)と連携し、事業計画に基づき事業を実施する。

なお、モデル実施事業者には、令和7年度に環境省が作成する「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」及び令和7年度中に取りまとめを行う「食品リサイクルの手引き（骨子案）」を送付する。事業実施に当たっては、本手引きを参照するものとし、環境省及び事務局請負事業者はモデル実施事業者に対し、必要に応じて各手引きの記載内容に関するヒアリングを実施する。

※本モデル事業期間内に必ず事業計画に基づく事業を実施（実証・試行も可）し、提案した事業の実践から得られた知見等を取りまとめること。

※食品廃棄物の再生利用を事業期間中に実施すること

※すでに事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業計画又は過年度の環境省モデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業計画は、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的なモデルと見なされず採択されない注意すること。

※モデル事業終了後も引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域・団体等への展開・波及が期待されるものを高く評価する。

※事業実施の前に、環境省で開催する検討会を経て、環境省と事業計画内容の事前調整を図る場合がある。

※備品購入や施設整備を伴わないものとする。（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可）

部門Ⅰ：自治体による食品リサイクル促進部門

本モデル事業は、一般家庭等から排出された食品循環資源の再生利用に係る課題整理、取組の実施に伴う効果検証（導入前後の食品循環資源等の発生量の比較等の定量的な検証等）、事業継続に向けたスキーム検討、普及啓発資材の活用、関係主体との連携・調整等に対し、その費用の支援及び技術的支援を行うものである。

<具体的なテーマ例>

- ・一般家庭から排出され、地方公共団体が分別収集した食品循環資源について、再生利用を実施する取組
- ・発生する食品循環資源の特性の分析等を踏まえた再生利用手法の実証
- ・再生利用により製造された飼料・肥料等やこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品を市区町村内又は近隣の地域で利用する地域循環の取組の実施及びその効果検証
- ・地域の学校給食の実態に応じた食品残さの再生利用等に関する取組の検討・実施

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた多様な提案が対象事業となりうる。

部門Ⅱ．食品関連事業者等における食品リサイクル部門

本モデル事業では、業態や地域ごとの特性を踏まえた食品循環資源のリサイクル（再生利用）の先導的な推進方策を導入するモデルを創出する。

具体的には、食品関連事業者（食品製造業、卸売業、小売、外食）から排出された食品循環資源の再生利用等に係る課題整理、取組の実施に伴う効果検証（導入前後の再生利用量比較等の定量的な検証等）、事業継続に向けたスキーム検討、普及啓発資材の活用、関係主体との連携・調整等に対し、その費用の支援及び技術的支援を行うものである。

<具体的なテーマ例>

- ・食品関連事業者（食品製造業、卸売業、小売、外食）から排出された食品循環資源について、現状では自治体に焼却処理を委託しているが、モデル事業を通じた再生利用を検証する取組
- ・発生する食品廃棄物の特性の分析等を踏まえた再生利用手法の検討
- ・再生利用により製造された飼料・肥料等やこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品を市区町村内又は近隣の地域で利用する地域循環の取組の実施及びその効果検証

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた多様な提案が対象事業となりうる。

(2) 事業実施者

申請者は、部門Ⅰは地方公共団体、部門Ⅱは食品関連事業者等を原則とする。

ただし、波及性の観点から複数の地方公共団体や地域企業等（食品関連事業者、リサイクル事業者、農業・畜産事業者等）の参画による共同で提案することが望ましい。

(3) 事業の採択件数・支援額

本事業では、支援総額を2,500万円（税込み）とし、総額内で5件程度の採択を予定する。

なお、各事業1件あたりの支援額の上限の目安は、以下のとおりであり、申請者の申請段階における予算措置は必須ではない。

<各事業1件あたりの支援額の上限の目安>

部門I、IIともに500万円

※税込。

※申請者はこの目安を基に、添付資料2（申請書）に支援希望額を明記する。

※事業実施に係る実費の一部を自己負担とする計画も認めており、添付資料2（申請書）には申請事業に係る総額・支援希望額・自己負担額を明記すること。

※実際の支援額は、環境省及び事務局請負業者が検討し、事業計画の熟度・実現可能性や具体性等に応じて減額される場合がある。そのため、実際の支援額は、申請者の申請額と必ずしも一致するものではない。

（4）支援対象経費

本モデル事業では、申請者の事業計画に即して、環境省及び事務局請負事業者が技術的支援（例えば温室効果ガス等の環境負荷低減効果等の調査・推計、事業の継続性の確保や他の地域・団体等への展開・波及等に関する助言等）を行う（モデル事業期間中3回程度の打合せを想定）とともに、環境省が認めた支援額を上限として、事業実施に係る実費の全額又は一部を支援する。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうちモデル事業の実施に必要と認められ、かつモデル事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・会議・調整の費用（例：会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・広報・PRの費用（例：ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・調査・検討・分析の費用（例：アンケート調査の実施費用）
- ・連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・機械器具等のリース・レンタル費用（例：リサイクル設備導入（リース）等）
- ・その他モデル事業の実施に必要と認められる経費（例：容器の製造・購入費、アプリの導入経費等）

※備品購入や施設整備（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が20万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

(5) 事業の実施期間

選定結果の通知後から令和9年1月29日（金）まで

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項は、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、今後の検討課題、事業終了後の継続方針、他の地域・団体等への展開・波及のポイント等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者と協議の上決定するものとする。

また、モデル事業期間中は、事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的に報告すること（頻度は毎月1回程度を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負事業者より提供）。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の応募先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和8年2月16日（月）16:00から同年3月26日（木）18:00まで（必着）

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

食品ロス・食品リサイクル担当

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：shokuhin-recycle@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

食品ロス・食品リサイクル担当（小田戸・清水）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：shokuhin-recycle@env.go.jp

※可能な限りEmailで問い合わせること。

TEL：03-6205-4947

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした審査委員会において、(2) の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。なお、選定に際しては、食品関連事業者の業種や再生利用の手法、地域性等の多様性も考慮する。

(ア) 事業の有効性

- ・期待される効果と事業費との妥当性
※ここで効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業による食品循環資源の再生利用量、事業に参加した住民数・対象店舗数等を想定する。
- ・波及性の観点から複数の地方公共団体や地域企業等（食品関連事業者、リサイクル事業者、農業・畜産事業者等）の参画がなされているか。

(イ) 事業の継続性、発展性・波及性

- ・モデル事業終了後も引き続き実施されることが見込まれるものか
- ・モデル事業の更なる発展や他の地域・団体等への展開・波及が見込まれるか
- ・普及啓発も含め期待される効果は大きいか
※ここで効果とは、モデル事業終了後の展開・波及が期待されることを意味し、他の地域・団体等への展開・波及の可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数・対象店舗等を想定する。

(ウ) 事業の新規性・先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組か

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・事業計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業の効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業成果の取りまとめ、環境省及び事務局請負事業者との連携・連絡調整等に対応し得る事業推進体制が整えられているか

- ・関連主体（事業者、NPO等）との円滑な協力や連携が図られているか（又はモデル事業内で協力や連携を図ることが具体的に計画されているか）

（3）加点項目

モデル事業の選定に当たっては、以下について加点に係る審査を行い、特に、事業内容に次の内容が含まれる場合には、評価へ加点を行う。

なお、当該加点項目が含まれない取組についても選定を妨げない。

<部門Ⅰ>

- ・本事業への提案で対象とする食品循環資源が、申請時点において再生利用されていない地方公共団体の取組

<部門Ⅱ>

- ・食品廃棄物の再生利用等実施率が特に低い中小規模の食品関連事業者（卸売、小売、外食）について、地方自治体、小規模事業者、リサイクル事業者等の連携による食品リサイクル、効果検証を行う取組

（4）選定結果

選定結果は、令和8年5～6月頃を目処に申請者へ文書等により通知する。（なお、通知時期は前後する場合がある。）

5. その他（注意事項等）

- ① 採択された場合は、モデル事業実施者として、環境省及び事務局請負事業者と連携し、事業内容の詳細を打ち合わせた上で事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者の案内に従って提出すること。
- ② 事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。併せて、本モデル事業の実施に当たり有識者等から助言を得るために、環境省で開催する検討会（令和8年度内に2回程度、開催形式はオンラインを予定）への出席、同検討会の資料作成、事業内容の説明等が別途求められる場合がある。
- ③ 事業の進捗状況、環境省への報告内容等から事業計画に基づく事業実施が困難と認められる事業については、採択が取消となり、事業実施者に対し支援対象経費が支払われない場合や、支援対象経費の返還が求められる場合がある。
- ④ 本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、モデル事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤ モデル事業終了後、事業成果のフォローアップ（モデル事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（以上）